

行政不服審査制度の見直し方針(概要)

平成25年6月 総 務 省

行政不服審査制度とは

- ・ 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
 - ※ 国と地方公共団体に共通に適用される仕組み
- 簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済が可能(手数料は無料)

国への申立て : 約2.3万件(認容率11.9%) 【平成21年度】

地方公共団体への申立て:約1.6万件(認容率5.4%) 【平成21年度】

(参考)

平成21年度に裁判所に提訴された 行政事件は約4千件

見直しの考え方

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、

- ①公正性の向上
- ②使いやすさの向上
- ③国民の救済手段の充実・拡大

の観点から、時代に即した見直しが必要であり、

(参考) 関連する法制度の整備・拡充

・平成5年 行政手続法の制定

(聴聞手続など事前手続の整備)

・平成16年 行政事件訴訟法の抜本改正

(出訴期間の延長など司法救済手続の拡充)

<u>総務省として、見直し方針を取りまとめるもの</u>

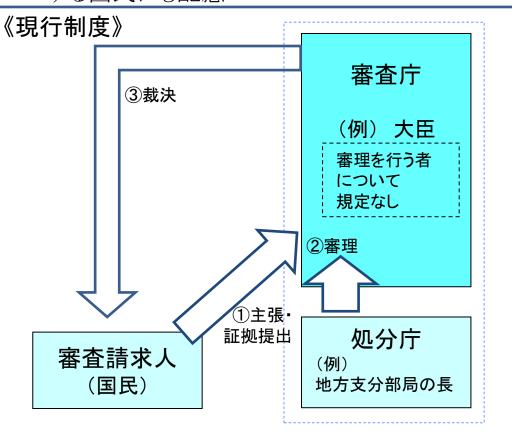
今後のスケジュール

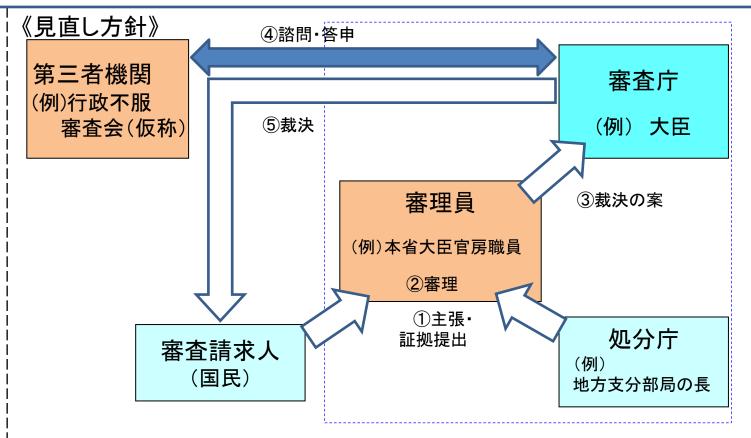
- 見直し方針に沿って、300本以上の関係法律の見直しを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。
- 法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、 2年以内に新制度に移行

主な見直し内容

1. 公正性の向上~点検の強化(審理の見える化)~

- 〇 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を<u>審理</u>した上で、審査庁(大臣等)が<u>裁決</u>を行う手続 〔見直し内容〕
- (1)審理において、職員のうち処分に関与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理
 - ・現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。
- (2)裁決について、有識者から成る第三者機関が点検
 - ・第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上
 - ・審査請求人が諮問を希望しない場合、第三者機関が諮問を不要と認めた場合等には諮問を不要とし、迅速な裁決を希望 する国民にも配慮

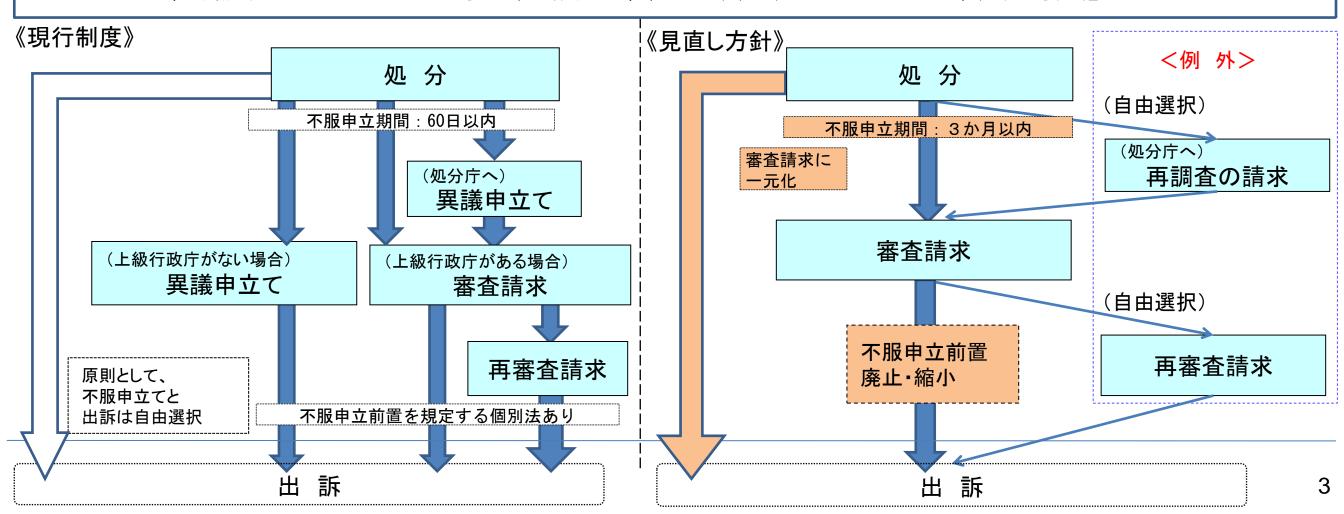




2. 使いやすさの向上~国民の利便性~

〔見直し内容〕

- (1)不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長
- (2)不服申立ての手続を審査請求に一元化
 - ・現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化することで、こうした問題が解消
 - ・税など不服申立てが大量にあるものについて、例外的に処分庁に簡易に見直しを求める手続を設ける。
- (3) 不服申立前置の見直し(裁判所への出訴との選択を拡大)
 - ■不服申立前置(国税、社会保険等、個別法の規定により不服申立てを経た後でなければ出訴できないとするもの) について、不服申立てが大量にあるもの等に限定し、直ちに出訴することを求める国民にも配慮



3. 国民の救済手段の充実・拡大~行政手続法の改正~

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付ける。

[見直し内容]

- (1) (法令違反の事実を発見すれば)是正のための処分等を求めることができる。
 - ・国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの
- (2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に)中止等を求めることができる。
 - ・行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上 の手続として位置付けるもの

